



日本特殊光学樹脂株式会社

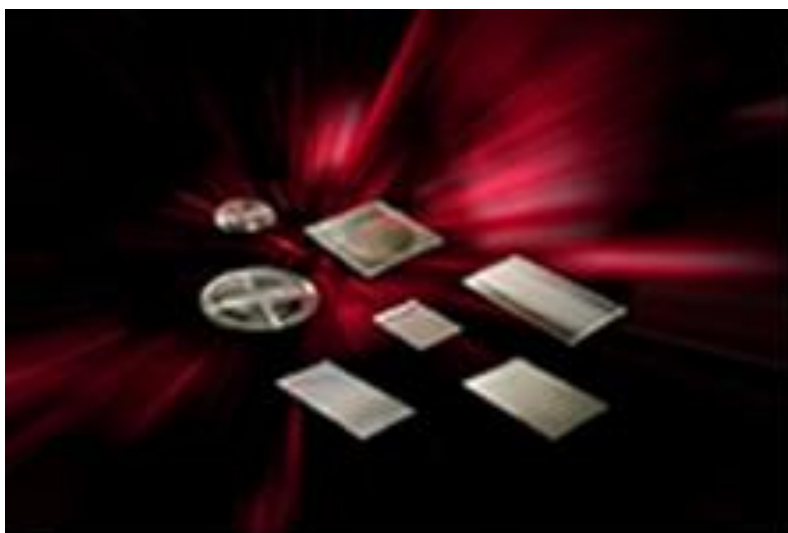
プラスチックレンズのバイオニア

管理番号：⑩

環境経営レポート

2023 年度版

(2023 年 6 月～2024 年 5 月)



2024 年 7 月発行



日本特殊光学樹脂株式会社



目次

1. 経営理念 環境方針	1
1-1. 経営理念	1
1-2. 環境方針	1
1-3. リサイクル・リユース	1
2. 事業活動の概要	2
2-1. 事業活動の概要	2
2-2. 事業所名および代表者名	2
2-3. 所在地	2
2-4. 環境管理責任者氏名および連絡先	2
2-5. 事業の規模	2
2-6. 認証・登録の対象組織・活動	2
3. 組織	3
3-1. 実施体制図	3
3-2. 各役割の責任と権限	3
4. 環境目標とその実績	4
4-1. 目標値と実績値	4
5. 環境活動の取り組み結果とその評価	5
5-1. 歩留（直行率）向上	5
5-2. 二酸化炭素排出量削減	6
5-3. ゴミ排出量削減	7
5-4. 水使用量	8
5-5. 化学薬品使用量	9
5-6. その他の取組	10
6. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	12
7. 地域環境活動への参加	15
8. 代表者による評価	16



1. 経営理念 環境方針

1-1. 経営理念

「本物を創る」

日本特殊光学樹脂株式会社は、「本物を創る」という社訓のもと、社員が一丸となって、「本物」のモノづくりに取り組んでいます。他ではできない、最高の品質・性能の製品生産を日々追求し、常に工夫を、挑戦を、忘れずに、最先端の加工技術で、お客様のご要望にお応えします。

同時に地球環境への配慮、個人情報保護など、「本物」を創造する企業に必要な要素も経営の最重要課題の中にあげ、「本物の町工場」を目指す。それが日本特殊光学樹脂株式会社の経営です。

1-2. 環境方針

NTKJは高度な製品を世に送り出すとともに、地球環境の保全にも取り組み、豊かで快適な地球環境を次世代に引き継いでいくことを責務と考え、以下環境方針を定め、企業として社会に貢献し、事業活動に伴う環境負荷を改善するために、次の取り組みを継続して行うことを誓約いたします。

- ・生産工程における歩留向上
- ・二酸化炭素排出量の削減
- ・排出物の分別による再資源化と廃棄物の削減を推進
- ・節水による水使用量の削減
- ・製品に含まれる化学物質の管理の徹底

事業活動に伴う環境関連法規等を順守します

- ・地域活動における環境活動に参加し、社会貢献活動を推進します。
- ・教育・訓練により、従業員の環境に関する知識と意識を高めます。
- ・環境方針を公開し、全従業員に周知します。

1-3. リサイクル・リユース

当社からの廃棄物を極力低減し、リサイクル活動に努めます。

- ・プラスチック原材料のリサイクル・リユース
- ・金型原材料のリサイクル・リユース
- ・産業廃棄物の分別による資源のリサイクル

従業員の環境への意識を高め、全員で環境問題に取り組めます。

2021年6月1日改定
代表取締役 佐藤公一



2. 事業活動の概要

2-1. 事業活動の概要

日本特殊光学樹脂株式会社 (NTKJ) は、高精度プラスチックレンズメーカーとしてフレネルレンズ、レンチキュラーレンズ、平面プリズム、リニアフレネルレンズ、フライアイレンズ、導光板、非球面レンズなどプラスチック製光学部品に関して、小型の製品から、超大型の製品まで特殊レンズの製造・販売を行っております。

2-2. 事業所名および代表者名

事業所名： 日本特殊光学樹脂 株式会社
代表者名： 佐藤 公一

2-3. 所在地

本社： 東京都板橋区蓮根 2-16-10
熊谷工場： 埼玉県熊谷市御稜威ヶ原 138-6

2-4. 環境管理責任者氏名および連絡先

責任者： 佐藤 章志
連絡先： info@ntkj.co.jp

2-5. 事業の規模

資本金： 1000 万円
従業員数： 31 人 (2024 年 5 月末時点)
設立： 1978 年 6 月 (昭和 53 年)
工場延べ床面積： 7,700m²

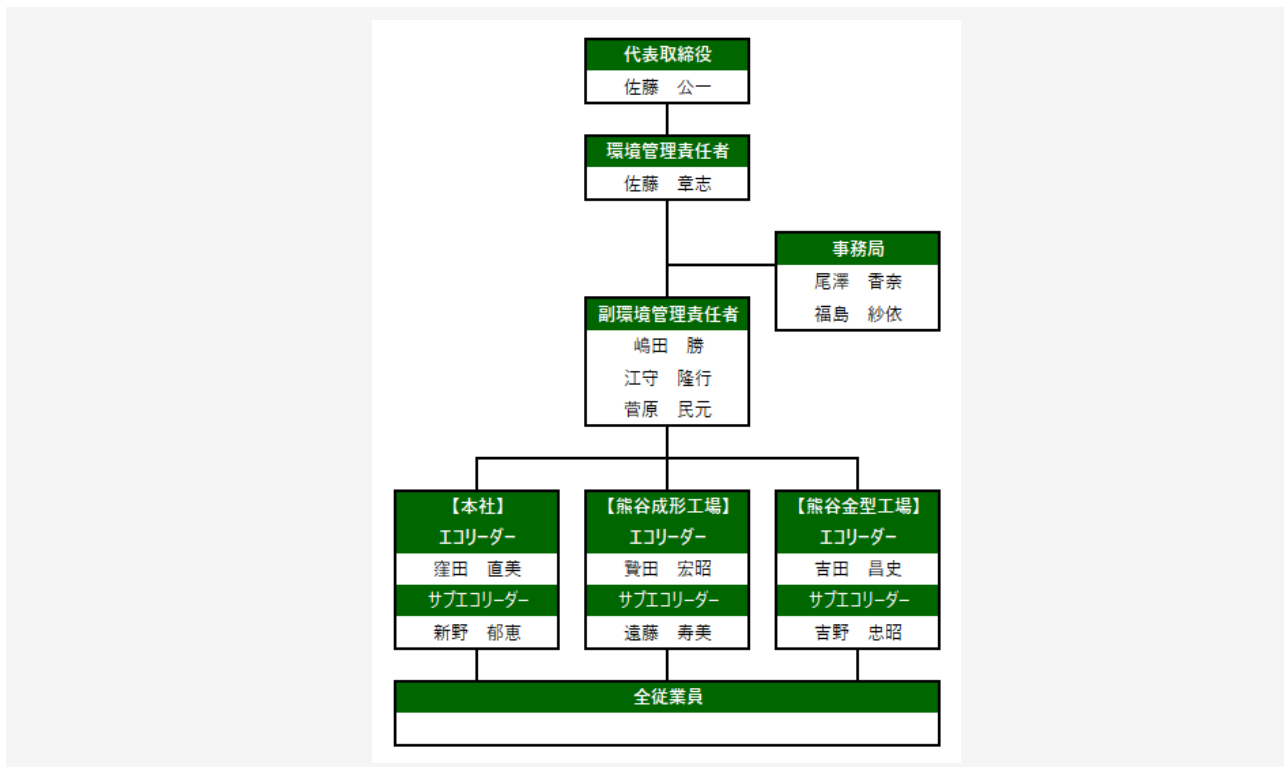
2-6. 認証・登録の対象組織・活動

登録組織名： 日本特殊光学樹脂株式会社
関連事業所： 本社事務所
熊谷工場
活動： プラスチックレンズ及び金型の製造販売



3. 組織

3-1. 実施体制図



3-2. 各役割の責任と権限

役割	主な責任と権限
社長	1. 環境方針の制定 2. 環境責任者の指名 3. 経営資源（人、設備、情報等）の提供 4. EA21取組状況の評価と改善指示 5. 環境目標、環境活動計画書策定時の承認
環境管理責任者	1. EA21の構築と運用 2. 遵法性評価 3. 環境目標と活動計画の実施状況の検討 4. コミュニケーション記録、是正・予防記録の承認 5. EA21の運用状況のまとめと社長への報告 6. 手順書の承認
副環境管理責任者	1. 活動計画の立案 2. 環境目標の立案 3. 活動計画の進捗確認 4. 緊急事態訓練の立案と主催
エコアクション事務局	1. 文書の管理 2. 定例会議開催の案内と議事録の作成 3. 環境に関するデータのまとめ 4. 対外部の窓口 5. 組織変更時の官公への届出
エコリーダー	1. 自部門に関する目標、活動計画の実施責任 2. 活動計画の討議、目標のフォロー 3. 是正・予防の対策立案と実施責任者
サブエコリーダー	1. 活動計画の実施管理 2. 是正・予防の対策立案
一般従業員	1. 自部門に関する目標、活動計画の実施 2. 緊急事態への対応 3. 教育訓練の受講 4. 省エネ、分別排出、薬品管理等、決められた事の実施

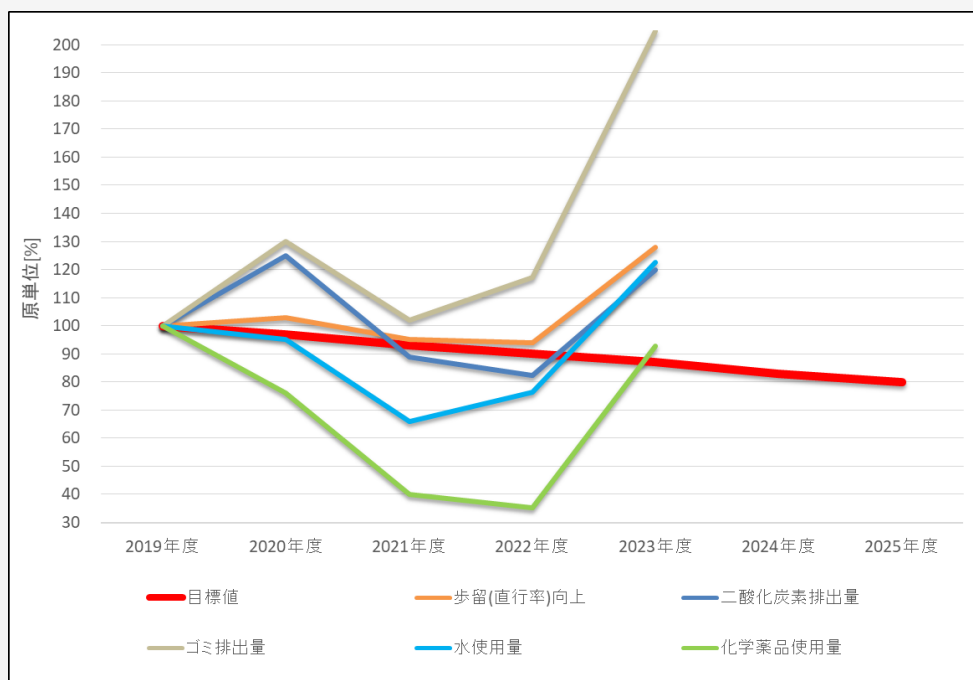
4. 環境目標とその実績

4-1. 目標値と実績値

生産量増加により使用エネルギーが増加したため、生産量の統計がとれている2019年度を基準年度とし、各項目で原単位を計算。

中長期目標として「2025年度までに各項目を80にする」と新たに目標を設定した。

項目	中長期目標	原単位計算対象値	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
歩留(直行率)向上	2019年度を100とした時の 原単位を2025 年度までに 80にする	生産量÷材料使用量	目標値	[%]	100	97	93	90	87	83	80
			原単位 換算値	[%]	100	103	95	94	128		
二酸化炭素排出量		二酸化炭素排出量÷ 生産高	目標値	[%]	100	97	93	90	87	83	80
			原単位 換算値	[%]	100	125	89	82	120		
			実績値	[kg-CO2/百万円]	1,416	1,768	1,264	1,167	1697		
ゴミ排出量		ゴミ排出量÷生産高	目標値	[%]	100	97	93	90	87	83	80
			原単位 換算値	[%]	100	130	102	117	205		
			実績値	[kg/百万円]	3.2	4.1	3.2	3.7	6.5		
水使用量		水使用量÷生産高	目標値	[%]	100	97	93	90	87	83	80
			原単位 換算値	[%]	100	95	66	76	122		
			実績値	[m3/百万円]	1.48	1.40	0.97	1.13	1.81		
化学薬品使用量		化学薬品購入量÷生 産量	目標値	[%]	100	97	93	90	87	83	80
			原単位 換算値	[%]	100	76	40	35	93		
			実績値	[kg/t]	33.8	25.5	13.7	11.9	31.3		
地域環境活動	継続して地域 活動に参加す る		実績値		参加	不参加	1件参加	1件参加	1件参加		
			目標値		2件参加	2件参加	2件参加	2件参加	1件参加		





5. 環境活動の取り組み結果とその評価

5-1. 歩留（直行率）向上

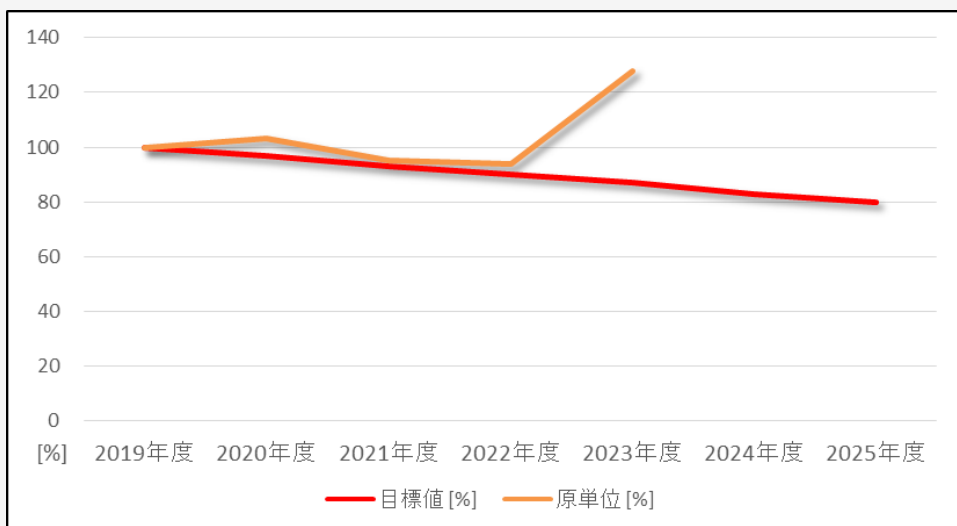
歩留では端材などがあり指標として適さないもので、より直接的な数値として直行率を[生産量/材料使用量]と昨年から再定義し、2019年度に遡って新たな定義で算出した値を100とした時の原単位を2025年度までに80にする、と定めた。

■主な取り組みと効果/進捗

大項目	主な取り組み	実施状況	効果や進捗など
歩留（直行率）向上	良品率の向上	○	良品率は年間を通して安定 目標値97%に対し、年間平均98%を達成
	生産の効率化	△	不具合発生時の原因究明、対策、上長確認までに留まっている
	取数の見直し	△	品種ごとには進めているが、全体的な見直しには至っていない

■実績値

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
目標値 [%]	100	97	93	90	87	83	80
原単位 [%]	100	103	95	94	128		



■評価

- ・2019年度を基準(100)として、今年度の原単位指数 128 であった。目標値の 87 をクリアすることができなかった。
- ・2023年9月～2024年3月 橋脚レンズ生産(売上計上なし)の影響が大きいと感じます
- ・歩留りの悪い お客様要求製品が増加。

■次年度の取り組み

- ・成形良品率の向上 : 不具合の削減(品質基準の見直し、ターゲット不具合の選定、削減)
- ・生産の効率化 : 作業員の熟練度向上による生産性の向上を目指す
- ・各工程にて不具合発生を把握、改善、有効性を集計する

5-2. 二酸化炭素排出量削減

〔二酸化炭素排出量/生産高〕で「生産高当たりのCO₂排出量を算出。これを指標とし、2019年度を100とした時の原単位を2025年度までに80とする。

■主な取り組みと効果/進捗

大項目	主な取り組み	実施状況	効果や進捗など
二酸化炭素排出量削減	照明のこまめな消灯(昼休みの消灯)	○	昼休みは作業場、事務所の消灯を徹底した
	省エネ機器の計画・導入	○	成形工場エアコンを省エネ機器に買い替え
	生産現場のエネルギー利用の効率	○	各工場において未稼働設備の節電確認を行った
	エコドライブ啓蒙活動	○	「車の暖房はA/CスイッチをOFFにするとおトク」情報配信

■実績値

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
目標値(旧)	[%]	100	92	83	75	67	58						
原単位(旧)	[%]	100	79	91	76	71	61						
目標値(新)	[%]						100	97	93	90	87	83	80
原単位(新)	[%]						100	125	89	82	120		
電気(成形工場)	[kg-CO ₂]	158,043	147,689	154,013	131,856	145,187	143,520	152,856	172,779	158,604	142,580		
電気(金型工場)	[kg-CO ₂]	270,079	269,885	282,170	245,883	247,927	246,098	265,315	287,105	286,816	251,385		
電気(本社)	[kg-CO ₂]	4,523	4,292	4,366	3,838	4,342	3,767	2,907	2,444	2,211	2,148		
ガソリン	[kg-CO ₂]	2,032	1,906	1,836	1,958	1,943	1,544	1,611	1,455	2,161	1,897		
A重油	[kg-CO ₂]	10,839	10,839	43,354	10,839	10,839	0	0	0	5,420	5,420		
都市ガス使用量	[kg-CO ₂]	344	262	363	404	344	365	541	580	408	374		
CO ₂ 排出量 合計	[kg-CO ₂]	445,860	434,872	486,102	394,778	410,582	395,293	423,230	464,363	455,620	403,803		
生産高	[百万円]	191	235	229	221	248	279	239	367	391	238		
生産高当たりのCO ₂ 排出量	[Kg-CO ₂ /百万円]	2339.23	1851.46	2125.22	1783.45	1657.85	1416.26	1767.56	1264.46	1166.50	1697.23		

※年度別 購買電力の排出係数

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
排出係数	[kg-CO ₂ /kWh]	0.496	0.491	0.474	0.459	0.459	0.463	0.463	0.463	0.463	0.437		
電力会社		東京電力	東京電力	東京電力	ENEOSでんき	ENEOSでんき	ENEOSでんき	ENEOSでんき	ENEOSでんき	ENEOSでんき	ENEOSでんき		





■評価

2019 年度を基準(100)として、今年度の原単位指数は 120 であり、目標値 87 をクリアすることができなかった。2019～2023 年度の CO2 排出量を比較すると、2019 年度が最も低く、それを基準としているため原単位指数の目標値を達成することはなかなか難しいと判断する。

成形工場と金型工場の電力量に着目すると、昨年と比較して 11.55% 削減できた。2024 年 1 月に導入した太陽光発電の効果が始めていると考える。さらなる電力量削減、CO2 排出量の削減が期待できる。引き続き、来年度の目標値達成に向けて、エネルギーの効率的な使用に努める。

■次年度の取り組み

- ・不使用照明の消灯(休憩時間の消灯)
- ・空調機器設定温度の管理
- ・生産現場のエネルギー利用の効率化、輻射熱の削減/設備関連機器の点検清掃
- ・エコドライブ啓蒙活動

5-3. ゴミ排出量削減

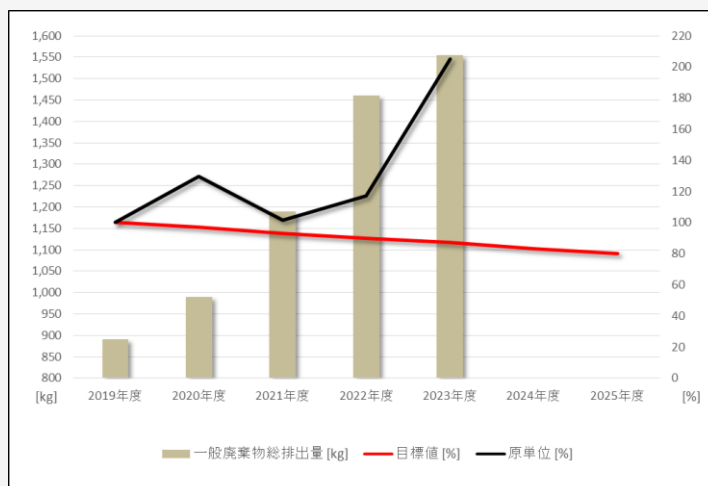
[ゴミ排出量/生産高]で「生産高当たりの廃棄物排出量」を算出。これを指標とし、2019 年度を 100 とした時の原単位を 2025 年度までに 80 とする。

■主な取り組みと効果/進捗

大項目	主な取り組み	実施状況	効果や進捗など
ゴミ排出量削減	資材等のリサイクル活動の促進	○	リサイクル業者を活用しゴミの削減に努める
	簡易梱包化推進	△	梱包仕様の手順化を行った

■実績値

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
目標値	[%]	100	97	93	90	87	83	80
原単位	[%]	100	130	102	117	205		
一般廃棄物総排出量	[kg]	890	990	1,190	1,460	1,555		
生産高	[百万円]	279	239	367	391	238		
生産高当たりの廃棄物排出量	[Kg/百万円]	3.19	4.13	3.24	3.74	6.54		





■評価

2019 年度を基準(100)として、今年度の原単位指数は 205 であり、目標値 87 をクリアすることができなかった。今年度も引き続き、大規模工場修繕に伴う不要物の処分が大量に発生したことが要因として挙げられる。

機密文書や古紙の廃棄も発生したが、可燃ごみとして廃棄するのではなく、廃棄業者へ依頼し再資源化に努めた(700kg)。今後も再資源化が可能なごみを適切に分別し、可燃ごみを減らす工夫を続けたい。

■次年度の取り組み

- ・資材等のリサイクル活動の促進、リサイクル業者の積極的な活用(ビニール/段ボール/コピー用紙)
- ・梱包材のリユース

5-4. 水使用量

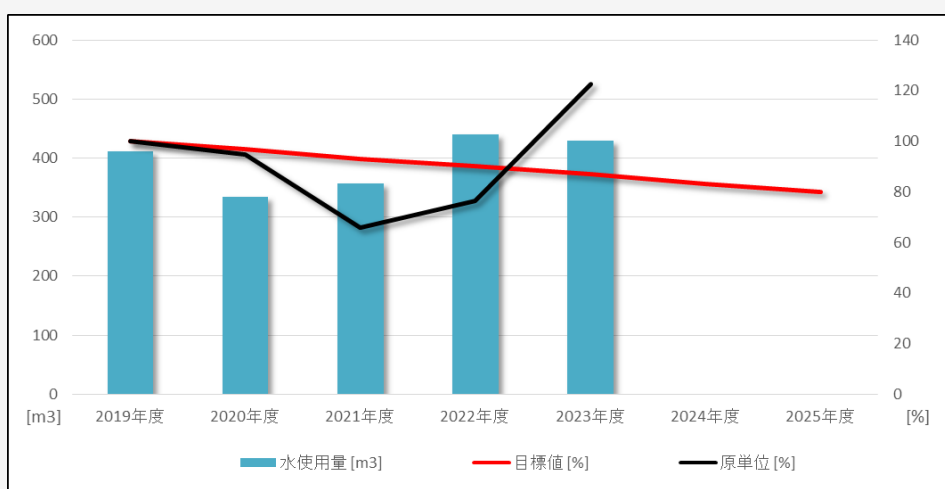
[水使用量/生産高]で「生産高当たりの水使用量」を算出。これを指標とし、2019 年度を 100 とした時の原単位を 2025 年度までに 80 とする。

■主な取り組みと効果/進捗

大項目	主な取り組み	実施状況	効果や進捗など
水使用量	蛇口付近に節水表示で啓蒙活動	○	新規に明示し、節水を促した
	水使用量の継続的な観察	○	水使用量の検針数値を記録して継続的に観察
	水設備の定期的な点検の実施	△	業者による水設備の定期的な点検の実施を継続

■実績値

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
目標値	[%]	100	97	93	90	87	83	80
原単位	[%]	100	95	66	76	122		
水使用量	[m3]	412	335	357	440	430		
売上高	[百万円]	279	239	367	391	238		
生産高当たりの水使用量	[m3/百万円]	1.48	1.40	0.97	1.13	1.81		





■評価

2019 年度を基準(100)として、今年度の原単位指数は 122 であり、今年度の目標値である原単位指数 87 をクリアすることができなかった。7 月の使用量が 90 m³ と通常より多い(そのほか 5 回分の使用量の平均が 68 m³であった)。設備からの水漏れが疑われる。

大規模工場修繕により、設備や配管の修繕が徐々に行われており、そういった漏水による使用量増加は徐々に低減すると考える。

引き続き、来年度の目標値達成に向けて、節水などに努める。

■次年度の取り組み

- ・蛇口付近に節水表示をして啓蒙活動
- ・水使用量を継続的に監視し、漏水有無の割り出しと改善
- ・水活用設備の定期的な点検実施

5-5. 化学薬品使用量

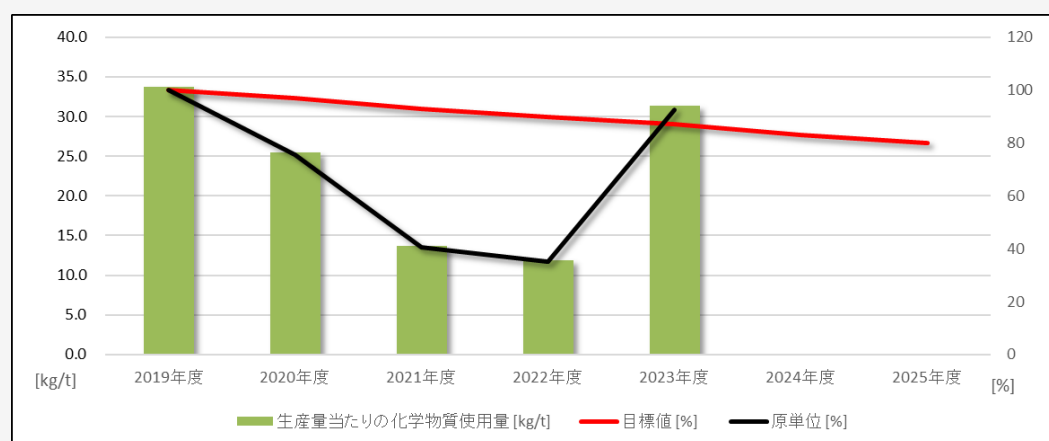
[化学薬品購入量/生産量]で「生産量当たりの化学物質使用量」を算出。これを指標とし、2019 年度を 100 とした時の原単位を 2025 年度までに 80 とする。

■主な取り組みと効果/進捗

大項目	主な取り組み	実施状況	効果や進捗など
化学薬品管理	化学薬品の効率的な使用	○	継続的に効率的な使用、呼びかけを行っていく

■実績値

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
目標値 [%]	100	97	93	90	87	83	80
原単位 [%]	100	76	40	35	93		
生産量当たりの化学物質使用量 [kg/t]	33.8	25.5	13.7	11.9	31.3		
化学物質購入量 [kg]	323.9	190.3	265.3	152.2	227.2		
出荷 [t]	9.6	7.5	19.4	12.8	7.3		





■評価

2019 年度を基準(100)として、今年度の原単位指数は 93 であり、今年度の目標値 87 をクリアすることができなかった。しかし、基準年度の生産量あたりの化学物質使用量よりも 7%削減しており、年間の購入力も減少している。

従業員に対して、化学薬品の危険性及び適切な使用に関する声掛けを進めてきた結果であり、その効果が表れたものであると考える。

引き続き、来年度の目標達成に向けて、化学薬品の節約などに努める。

■次年度の取り組み

化学物質の効率的な使用

5-6. その他の取組

■新入社員教育の実施 : 12 名

新入社員の入社時に、環境教育を実施。

<内容>

- ・SDGs の説明
- ・環境に配慮した経営について(CSR)
- ・エコアクション 21 について(当社の環境経営方針、組織体制、取組状況)

■全体教育の実施(年 1 回 定期教育) 2024 年 1 月 19 日

新年仕事始めの会のなかで、代表より、今年度の環境への取組みについて発表を行った。
会社全体で環境活動に取り組むことを改めて周知。

<内容>

- ・NTKJ におけるエコアクション 21 の取組み説明。
- ・ごみの分別、製品を加工することで排出される端材のリサイクルを徹底する。
- ・太陽光発電の導入による CO2 削減について(工場修繕の一環)
- ・客先からもグリーン調達を求められている。環境に配慮した購買に努める。

■機密文書、古紙の再資源化

2024 年 7 月に長年、書庫に保管されていた機密文書や古紙を廃棄予定⇒再資源化

■緊急地震速報による避難訓練 : 2024 年 5 月 8 日

従業員に以下を意識して取り組んでもらうことができた。

- ・防災に対する意識を高め、自分の身を守るために正しい緊急避難の方法を身に付ける。
- ・地震時の避難の仕方について理解し、安全な行動がとれるようにする。
- ・通報をよく聞き取り、安全かつ速やかに指示された場所へ避難することができるようにする。



■SDGsへの貢献

2023年度は 11 のゴール に貢献しています。

 SDGsへの貢献 2023年度は、11のゴールに貢献しています。		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
		1 貧困	2 飢餓	3 保健	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 成長・雇用	9 イノベーション	10 不平等	11 都市	12 生産・消費	13 気候変動	14 海洋資源	15 陸上資源	16 平和	17 実施手段
歩留（歩行率）向上	良品率の向上									✓			✓		✓			
	生産の効率化							✓		✓			✓		✓			
	取り返しの見直し									✓			✓		✓			
二酸化炭素排出量削減	照明のこまめな消灯							✓					✓	✓				
	省エネ機器の計画・導入							✓					✓	✓				
	生産現場のエネルギー利用の効率化							✓					✓	✓				
	エコドライブ啓蒙活動							✓					✓	✓				
ゴミ排出量削減	資材のリサイクル促進							✓					✓		✓	✓		
	軽易梱包化推進							✓					✓		✓	✓		
水使用量監視	蛇口に節水表示で啓蒙活動						✓					✓		✓				
	水使用量の継続的な観察						✓					✓		✓				
	水設備の定期的な点検の実施						✓					✓	✓	✓				
化学薬品使用量	化学薬品の効率的な使用			✓								✓	✓					
地域環境活動	工業団地内のごみゼロ運動への参加											✓	✓					✓
環境教育・訓練の実施	災害時避難訓練の実施			✓	✓													

6. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

環境法規制違反、及び、関係機関からの指摘及び訴訟はありません。

法令等の内容					社内判定内容			
区分	法規等名称	該当する可能性のある 条項等	条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	能力・規模	適用可否	遵守評価
環境一般	公害防止組織法	公害防止統括者等の設置	法3条 法4条	公害防止に関する業務を統括管理する者を委任しなければならない。ただし、小規模の事業者であるときは、この限りでない。	ばい煙発生施設 ボイラー 伝熱面積 10m ² 以上 燃焼能力 50l/h以上 排水処理施設 排水量 1000m ³ /日以上 騒音・振動関係 指定地域内かつ プレス機 980kN以上	伝熱面積 4.95m ² 燃焼能力 21.2l/h以上 ※基準外であるが設置届提出済み 2023年度実績 430m ³ /年 指定地域外	否	-
	大気汚染防止法	ばい煙発生施設の届出	法6条	ばい煙発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない	ばい煙発生施設 ボイラー 伝熱面積 10m ² 以上 燃焼能力 50l/h以上		否	-
	排出基準	法3条	排出口から大気中に排出される排出物に含まれるばいじん等の量の許容限度	ばいじん 0.03g/m ³ 以下			適用	○
大気汚染	事故時の措置と届出	法17条	故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければならない	事故時に対応	事故なし		否	-
	自動車NOx・PM法	窒素酸化物排出基準等	法12条	対策域内でのトラック・バス及びディーゼル乗用車の使用及び所有の不可	所有なし		否	-
	フロン排出抑制法	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項	法16条	有資格者による定期点検 点検記録の保存 簡易点検	パッケージエアコン 7.5kW以上1回/3年以上 50kW以上1回/年以上	業者に委託 保管済み 業者に委託	適用	○
	第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等	法43条	廃棄等実施者は、回収業者に引き渡すときは、書面（回収依頼書）を交付しなければならない。	廃棄時は業者に委託				
	引取証明書	法45条	引取証明書を交付しなければならない。交付をした日から主務省令で定める期間保存しなければならない。（3年間）	交付済みのものは保管中				
	水質汚濁防止法	特定施設等の設置の届出	法5条1 法5条3	特定施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届け出なければならない。 有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に届け出なければならない。	有害物質及び指定物質の使用なし			
水質汚濁	事故時の措置	法14条2	有害物質を含む水若しくはその汚染状態が、公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。	事故なし			否	-
	下水道法	除害施設の設置等	法12条	著しく下水道を損傷させる下水を流出する場合	損傷させる下水及び規制物質の使用なし		否	-
	特定施設の設置	法12条3	排水の水質の規制が必要な施設の場合					
	浄化槽法	設置または変更時の届出	法5条	設置または変更時	なし 2023年12月に撤去済			
	保守点検	法8～10条	毎年一回	同上			否	-
	定期検査	法11条	毎年一回	同上				
土壌汚染	土壌汚染対策法	有害物質使用特定施設（水濁法）の廃止届と調査	法3条	水濁法における特定設備の廃止時	特定施設なし		否	-
		3000m ² 以上の土地の形質変更時の届出と調査・報告	法4,5条	宅地造成、土地の掘削、土壌の採取、開墾等の行為など	形質変更なし			



法令等の内容					社内判定内容			
区分	法規等名称	該当する可能性のある 条項等	条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	能力・規模	適用可否	遵守評価
騒音	騒音規制法	規制基準の遵守	法5条	指定地域内の場合 70デシベル以下	指定地域外		否	-
		特定施設の届出	法6条	空気圧縮機 7.5kW以上				
		特定施設の変更届	法8条					
振動	振動規制法	規制基準の遵守	法5条	指定地域内の場合 65デシベル以下	指定地域外		否	-
		特定施設の届出	法6条	空気圧縮機 7.5kW以上				
		特定施設の変更届	法8条					
地盤沈下	工業用水法	井戸の使用	法2条	指定地域内かつ地下水の使用	指定地域外かつ地下水の使用なし		否	-
	ビル用水法	建物用揚水設備	法2条	指定地域内かつ地下水揚水のうち一定規模以上の建築物用井戸の使用	指定地域外かつ地下水の使用なし		否	-
悪臭	悪臭防止法	規制基準の遵守義務	法7条	規制地域内で敷地境界線 臭気濃度30	規制地域外		否	-
		事故時の措置と報告	法10条	規制地域内で事故発生時	事故発生なし	規制地域内だが適宜対応		
化学物質	化審法	使用の制限	法25条	第一種特定化学物質を使用してはならない	第一種特定化学物質を使用なし		否	-
	PRTR法	第1種指定化学物質取扱者は排出・移動量を報告	法5条2	年間取扱量 1トン以上で従業員21名以上の場合	トリクロロエチレン	年間使用量 0.061トン	否	-
		性状及び取扱に関する情報（SDS）の受取	法14条	対象化学物質	対象化学物質	SDS更新毎	適用	○
	PCB廃棄物処理特別措置法	事業者の責務	法3条	自らの責任において確実かつ適正に処理	PCB封入トランス	2024年11月に残り3台処分予定（電灯用変圧器2台、非常用変圧器1台）	適用	○
		高濃度PCB廃棄物の期限内の処分	法10条	令和4年(2022年)3月31日まで			適用	○
	毒物及び劇物取締法	業務上取扱者の届出等	法22条	シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物	該当物質なし		否	-
	消防法 危険物の規制に関する政令	屋外貯蔵所の基準	法16条	湿潤でなく、かつ、排水のよい場所 標識及び防火に関し必要な事項を掲示など	危険物倉庫	基準内かつ掲示済み	適用	○
廃棄物・リサイクル	水銀汚染防止法	製造工程における水銀の使用禁止	法19条	何人も、物品の製造工程であって、水銀等を使用してはならない	工程上水銀の使用なし		否	-
	環境基本法	事業者の責務	法8条	公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する 製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減に努める		適宜対応	適用	○
	循環型社会形成推進基本法	原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制	法5条	原材料にあつては効率的に利用されること、製品にあつてはなるべく長期間使用されること等により、廃棄物等となることができるだけ抑制	PMMA、PC	リサイクル業者へ処分を委託	適用	○
		事業者の責務	法11条	廃棄物等となることの抑制				



法令等の内容					社内判定内容			
区分	法規等名称	該当する可能性のある 条項等	条項等	適用される要求事項	該当する設備・項目	能力・規模	適用可否	遵守評価
廃棄物・リサイクル	廃棄物処理法	一般廃棄物と産業廃棄物の分別	法2条	一般廃棄物と産業廃棄物の分別表示			適用	○
		一般廃棄物の適正な処理	法6条3	市による処理	一般廃棄物	市処分場への持込み (運搬の委託はしていない)	適用	○
		産業廃棄物の処理の依頼	法12条	政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準に従わなければならない	産業廃棄物	シタラ興産 東武商事 など	適用	○
	マニフェスト交付	処分業者の許可の確認、契約	法12条5	事業者は産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない	契約書	シタラ興産 東武商事 など	適用	○
		マニフェスト交付	法12の3 条1,2	・B2・D票90日、E票180日以内に送付されない場合は30日以内の知事への報告 ・A、B2、D、E票の保管（5年間）	マニフェスト	シタラ興産 東武商事 など	適用	○
		マニフェスト交付状況の報告	法12の3 条7	報告書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない	毎年6月まで 熊谷市へ報告		適用	○
		保管基準の遵守	法12条2	産業廃棄物が運搬されるまでの間、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない	コンテナなど		適用	○
			施行規則 第8条	表示：60cm角以上、種類、氏名・連絡先	掲示板		適用	○
	資源有効利用促進法 (リサイクル法)	事業者等の責務	法4条	事業者は、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない	PMMA、PC	リサイクル業者へ処分を委託	適用	○
	容器包装リサイクル法	事業者及び消費者の責務	法4条	容器包装廃棄物の分別収集	梱包資材の分別廃棄	分別し産業廃棄物へ処理を委託	適用	○
	家電リサイクル法	事業者及び消費者の責務	法6条	対象品目の適正な処分	エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	今期は廃棄なし 廃棄時は家電量販店へ回収依頼	否	-
	小型家電リサイクル法	事業者及び消費者の責務	法7条	対象品目の適正な処分	小型電子機器28品目	今期は廃棄なし 廃棄時は処理場へ持込み 28品目の周知	否	-
	建設リサイクル法	分別解体等及び再資源化等の実施義務	法9、16 条	一定規模以上工事 ・解体：80㎡ ・新築・増築：500㎡ ・修繕・模様替：1億円 ・工作物解体・新築：500万円		今期は工事なし	否	-
	自動車リサイクル法	自動車の所有者の責務	法5条	廃車時の適正な手続き	社用車2台	廃車なし	否	-
	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	事業者及び消費者の責務	法4条	プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物を分別して排出するとともに、その再資源化等を行うよう努めなければならない	PMMA、PC	リサイクル業者へ処分を委託	適用	○
地球環境保全・省エネ等	温暖化対策推進法	事業活動に伴う排出抑制	法23条	できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない	電気、重油、都市ガス、ガソリン	EA21の活動で実施中	適用	○
		実績報告書の提出	法26条	事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者は、毎年度、事業所管大臣に報告しなければならない	原油換算で エネルギー使用量1500kℓ以上/年 (埼玉県)	2023年度実績 234kℓ/年	否	-
	省エネ法	特定事業者の指定	法7条3	全ての工場等の前年度におけるエネルギーの使用量の合計量が一定の数値以上であるときは、経済産業大臣に届け出なければならない	原油換算で エネルギー使用量1500kℓ以上	2023年度実績 234kℓ/年	否	-
		エネルギー管理統括者	法8、9条	エネルギー管理統括者・管理企画推進者・管理者の選任・解任届	原油換算で エネルギー使用量3000kℓ以上	2023年度実績 234kℓ/年	否	-
		中長期的な計画の作成	法15条	中長期的な計画の届出				
条例	埼玉県生活環境保全条例	アイドリング・ストップの実施	40条	自動車等の駐車時又は停車時における原動機の停止を行わなければならない 事業者は管理する自動車等の運転者が前項の規定を遵守するよう適切な措置を講じなければならない	自動車使用者	集会時並びに掲示にて注意喚起	適用	○
		駐車場の利用者への周知	41条	規則で定める規模以上の駐車場の設置者及び管理者は、当該駐車場を利用する者に対し、アイドリング・ストップを行うよう周知しなければならない	20台以上収容又は500m ² 以上の面積の駐車場	掲示にて注意喚起	適用	○



7. 地域環境活動への参加

毎年2回実施される工業団地内のゴミゼロ運動に参加し、工業団地内のゴミを収集
今年度は、2023年11月21日に参加、2024年5月は開催がなかった。





8. 代表者による評価

【環境管理責任者の総合コメント】

- 直行率、二酸化炭素排出量、ごみ排出量、水使用量、化学薬品使用量のすべての項目で、今年度目標とする原単位指数 87 をクリアすることができなかった。削減を目標に活動を継続しているが、目標値の設定を見直す必要がある。
- ゴミ排出量については、昨年度からの増加が見られ、今年度も改善が見られなかった。大規模工場修繕に伴う、廃棄物の増加がその一因として考えられるが、今後も排出量を抑える、あるいは資源化が可能なゴミについては積極的に資源回収に出すなど、再資源化を意識した取り組みも加えていきたい。
- 主な環境関連法規に関する違反はないが、法令の改正については適時情報を収集し、最新の法令に沿った体制づくりに努めたい。
- 近隣住民からの苦情はない。また、関係当局や工業団地会からの指摘もない。
- 新規従業員へは、入社時の研修にてエコアクション 21 に関する取り組みの説明など、教育を適時実施している。
- 熊谷工業団地会のゴミゼロ運動だけでなく、当社独自の地域活動なども検討したい。

【代表者の総合コメント】

- 直行率、二酸化炭素排出量、ごみ排出量、水使用量、化学薬品使用量のすべての項目で、今年度目標とする原単位指数をクリアすることができなかったのは非常に残念であったが、取り組みとして効果的であった点、努力が足りなかった点などを精査して次年度以降の取組みに活かしてもらいたい。目標値の変更を検討に加え、より現実に即した効果的な取り組みを、全社一丸となって検討してもらいたい。
- ゴミ排出量については、ゴミの排出に関する社員の意識のすり合わせをする機会をもうけ、一人一人が環境経営に取り組んでいく意識の醸成を目指すこと。一般ごみだけでなく、プラスチックのリサイクル量や産業廃棄物の数値も見ていく必要あり。
- 法令遵守が求められる環境下においては、常に最新の情報をキャッチアップする体制を構築し、その継続維持に努めること。
- 近隣からの苦情がないことは評価できる。引き続き、外部から苦情があった場合には耳を傾け、近隣企業との関係を良好に保ち、異常発生時には社内での確認のみならず、外部からも速やかに指摘してもらえる環境を整えておくようにすること。
- 異常発生時には、速やかに対処、行動できるように体制を構築、その継続維持に努めること。
2024 年 5 月に実施した避難訓練を今後も定期的の実施してもらいたい。
- 新規採用の社員も増加傾向にあり、全社員が環境経営に関する共通認識を持てるよう教育研修を実施し、資料のアップデートを行うこと。一人一人に身近な SDGs 目標を設定してもらい、取り組んでもらってはどうか。

エコアクション21 環境経営レポート 2023 年度版

Vol.1.0

活動期間	2023 年 6 月 1 日～2024 年 5 月 31 日
発行年月	2024 年 7 月
発行元	日本特殊光学樹脂株式会社
次回発行	2025 年 7 月予定